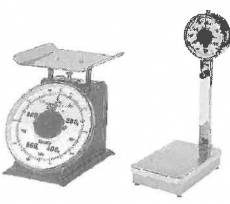
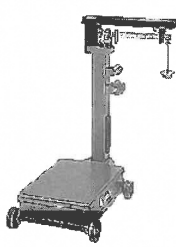
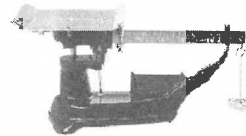
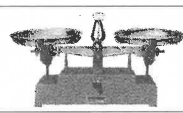
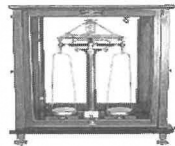


定期検査手数料表

【集合検査】

山形県条例第8号 手数料条例（非課税）

種	類	能 力	金 額(円)
	指示はかり (バネはかり) (振子はかり)	100kg以下のもの	500
		250kg以下のもの	900
		500kg以下のもの	1,600
	台手動はかり (台はかり) (注)おもり付きでないもの 150kg以下のもの50円減額 150kgを超え1t以下のもの 60円減額	100kg以下のもの	550
		150kg以下のもの	950
		250kg以下のもの	960
		500kg以下のもの	1,660
	不等比皿手動はかり (皿はかり) (注)おもり付きでないものは50円減額	100kg以下のもの	550
	棒 は か り		310
	直線目盛指示はかり (直 目)		300
	等比皿手動はかり (等 比 皿)	100kg以下のもの	620
	手動指示併用はかり (指示併用) (注)分銅付きでないものは50円減額	100kg以下のもの	550
	手 動 天 び ん	100kg以下のもの	620
	電気式はかり (電気抵抗線式はかり) (誘電式はかり) (電磁式はかり) (その他の電気式はかり)	100kg以下のもの	1,400
		250kg以下のもの	1,800
		500kg以下のもの	2,300

【留意事項】 次の場合については、所在場所定期検査となります。(裏面、特定計量器検査料参照)

- (1) 特定計量器の質量又は体積が大きい、運搬が著しく困難な場合 【例】ひょう量500kgを超えるはかり※、特殊なはかりなど
※ひょう量500kgを超えるはかりを集合検査で受検希望される場合は、当協会までお問い合わせください。
- (2) その構造上、運搬することにより、破損又は精度が落ちるおそれがある場合 【例】目量の数か6,000を超える高精度のはかりなど
- (3) 土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難な場合 【例】自動計量包装値付機、トラックスケールなど
- (4) 受検計量器の数が多い、使用者が所在場所での検査を希望する場合など

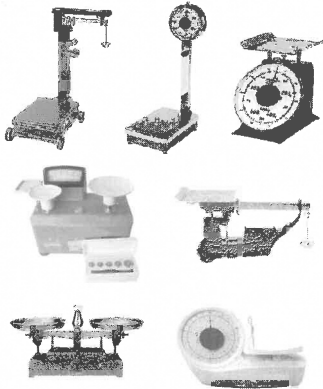
山形県指定定期検査機関 一般社団法人山形県計量協会

山形市松栄二丁目2番1号
TEL (023) 644-9811
FAX (023) 644-9810

特 定 計 量 器 検 査 料

【所在場所定期検査・計量証明検査・依頼検査】

(消費税込)

種 類		能 力	検 査 料 (円)	備 考
電 気 式 は か り	電 気 抵 抗 線 式 は か り	30kg以下	2,750	
	誘 電 式 は か り	100kg以下	3,190	
	電 磁 式 は か り	250kg以下	3,740	
		500kg以下	5,280	
		1 t 以下	7,810	
		2 t 以下	12,870	
	そ の 他 の 電 気 式 は か り	5 t 以下	16,720	
機 械 式 は か り	等 比 皿 手 動 は か り	20kg以下	1,210	
	指 示 併 用 は か り	50kg以下	1,650	
	指 示 は か り	100kg以下	2,200	
	皿 手 動 は か り	150kg以下	2,750	
	台 手 動 は か り	250kg以下	3,740	
	手 動 天 び ん	500kg以下	5,280	
		1 t 以下	7,810	
		2 t 以下	12,870	
		5 t 以下	16,720	
		棒 は か り	50kg以下	
		50kgを超えるもの	1,320	
	直 線 目 盛 指 示 は か り	50kg以下	770	
大 型 は か り	5 t を 超 え る 運 搬 車 両 は か り	10 t 以下	23,100	検 査 分 銅 運 搬 費 は 別 途 金 額 加 算
		20 t 以下	28,820	
		30 t 以下	33,660	
		40 t 以下	36,850	
		50 t 以下	48,180	
		50 t を 超 え る も の	73,370	
上 記 全 種 類		最 小 目 量 ま た は 感 量 が ひ ょ う 量 の 1/10,000 未 満		上 記 検 査 料 の 2 倍
皮 革 面 積 計			16,500	

●検査分銅運搬費 中型はかり (300kg以上5t以下)

下記金額を加算します。但し300kg未満については原則として加算しない。

(300kg以上500kg以下3,300円、500kgを超え1t以下5,500円、1tを超え2t以下11,000円、2tを超え5t以下16,500円)

●支払方法 検査料等は現金払いを原則とします。但し請求手続により後日支払を申しでた場合は、

検査が終った日から10日以内に、下記口座に振込んでください。

山形銀行南館支店 (普通)No.0101834

郵便振替 02490-0-957

荘内銀行山形本店営業部(普通)No.129732

山形県指定定期検査機関・指定計量証明検査機関

山形市指定定期検査機関

一般社団法人 山形県計量協会

山形市松栄二丁目2番1号

TEL (023)644-9811

FAX (023)644-9810